**令和元年度～令和５年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指定権者** | **内容及び期間** | **サービス種別** | **主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由** | **根拠規定** | **経済上の措置** |
| 大阪府 | 指定の取消し  (R1.5.1) | 通所介護 | 事業開始時より生活相談員２名のうちの１名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。 | 第77条第１項第９号 | なし |
| 大阪府 | 指定の取消し  (R1.7.1) | 訪問看護 | 利用者A氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成29年４月３日から平成31年２月28日までの間、当該利用者に係る376回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。  　利用者B氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成29年４月１日から平成30年６月17日までの間、当該利用者に係る267回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 | 第77条第1項第４号及び第６号、　　第115条の９第1項第10号 | 不正請求に係る返還額  2,349,859円  （加算金を含まず） |
| 大阪府 | 指定の効力の  一部停止３か月  (R1.8.1～10.31) | 訪問介護 | サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。 | 第77条第１項第４号 | なし |
| 大阪府 | 指定の効力の  一部停止３か月 (R1.12.1～R2.29) | 訪問介護 | サービス提供記録の作成及び整備について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。 | 第77条第１項第４号 | なし |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R1.10.31） | 訪問介護 | 法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成　31年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。  また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。 | 第77条第１項第６号 | 不正請求に係る返還額  5,965,971円  （加算金を含む） |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R1.10.31） | 介護予防型訪問サービス  生活援助型訪問サービス | 介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。 | 第115条の45の９第１項第６号 | なし |
| 東大阪市 | 指定の取消し  （R1.12.1） | 訪問介護　（第１号事業含む） | 新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が1名（管理者兼サービス提供責任者）のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない３名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。  上記の実在しない訪問介護員のうち１名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない１名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、新たな勤務予定者とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。 | 第77条第１項第９号及び第10号  第115条の45の９第５号及び第６号 | なし |
| 忠岡町 | 指定の効力の  一部停止６か月  (R2.1.1～6.30) | 通所介護  （第１号事業　含む） | 新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。  また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に加算を請求した。  監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。 | 第77条第１項第６号、第７号、第８号及び第９号  第115条の45の９第１項第２号及び第５号 | 不正請求に係る返還額  50,298円  （加算金を含まず） |
| 茨木市 | 指定の効力の  全部停止３か月  (R1.8.1～10.31) | 訪問介護 | ・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。  ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。  ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。  ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。  ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。  ・２時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。  ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不  　正に請求し受領した。 | 第77条第１項第６号 | 不正請求に係る返還額　　　464,032円  （加算金を含まず） |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R2.4.30） | 訪問介護  （第１号事業含む） | 利用者20名について、2017年（平成29年）１月から2019年（令和元年）9月まで間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、介護給付費を不正に請求し受領した。 | 介護保険法第77条第１項第６号  第115条の45の９第６号 | 不正請求に係る返還額　　　48,239,048円  （加算金を含む） |
| 堺市 | 指定の取消し  （R2.10.11） | 訪問介護  （第１号事業含む） | 実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。  実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員処遇改善加算を不正に請求し受領した。 | 第77条第１項第６号  第115条の45の９第２号 | 不正請求に係る返還額  11,984,377円  （加算金を含む） |
| 東大阪市 | 指定の効力の  全部停止６か月  (R3.2.1～7.31) | 訪問介護  （第１号事業含む） | ・複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。  ・一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。  ・指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。 | 第77条第１項第６号及び第10号  第115条の45の９第２号及び第６号 | 不正請求に係る返還額  1,835,363円  （加算金を含む） |
| 柏原市 | 指定の取消し  （R2.8.31） | 訪問介護  （第１号事業含む） | 令和元年１１月８日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。  　監査において、市から事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。 | 第77条第１項第７号及び第８号  法第115条の45の９第１項第６号 | なし |
| 泉佐野市 | 指定の取消し（R3.3.24） | 訪問介護 | サービス提供を行っていないにも関わらず、これを行った旨を記載し た虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求、受領した。  また監査時に虚偽のサービス提供記録の報告を行った。 | 第77条第１項第 ６号及び第７号 | 不正請求に係 る返還額  約126,218,000 円（加算金を含む。） |
| 八尾市 | 指定の取消し  （R3.3.26） | 訪問介護  （第１号事業含む） | 一体的に運営している指定同行援護・居宅介護・重度訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に違反する行為が認められた。 | 法第77条第１項第10号 | なし |
| 堺市 | 指定の効力の  全部停止３か月  (R3.12.28～R4.3.27) | 訪問介護  介護予防訪問サービス | 利用者に対して入浴介助の後などにつなぎ服を着用させ、身体的拘束を行った。  　実際には買物同行を提供していないにもかかわらず、同サービスを提供したかのように虚偽の記録を作成し、不正請求を行った。 | 第77条第１項第５号及び第６号  第115条の45の９第６号 | 不正請求に係る返還額　　　4,549,335円  （加算金を含む。） |
| 松原市 | 指定の取消し  （R4.7.19） | 訪問介護  （第１号事業含む） | * 管理者が常時勤務していない期間があった。また、実態として管理者を配置していない期間があった。 * 実態としてサービス提供責任者を配置していない期間があった。 * 管理者による従業者の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業者への運営基準遵守のための指揮命令もおこなわれていなかった。 * サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。また、サービス提供責任者以外の者が作成した訪問介護計画書を、サービス提供責任者が作成したかのように偽装した。 * 実態として配置すべき従業者の基準を満たしていなかった期間があるにも関わらず、これを指定権者に届け出ず事業を継続し、介護給付費を不正に請求し受領した。 * 介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていなかったにも関わらず、これを満たしているとする虚偽の計画書を提出し、当該加算分の介護給付費を不正に請求し受領した。 * 実態としてサービス提供責任者としての業務を行っていない者をサービス提供責任者とする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。 * 実際の配置日とは異なる日にサービス提供責任者を配置したとする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。 | 第77条第１項第３号、第４号、第６号、第11号及び第115条の45の９第６号 | 不正請求に係る返還額  約67,169,000円（加算金を含まず。） |
| 茨木市 | 指定の取消し  （R4.5.31） | 訪問介護（第１号事業含む） | ・令和元年６月から令和２年２月までの期間において、要介護の利用者について、訪問介護員の資格がない従業者がサービス提供を行い、サービス提供を行っていないサービス提供責任者の名前をサービス実施記録に記載し、介護報酬を不正に請求し受領した。  ・要介護の利用者について、要支援から要介護に区分変更になった際に訪問介護計画を作成していなかったにもかかわらず、提供したサービスについて、令和２年９月の介護報酬を不正に請求し受領した。  ・要支援の利用者について、サービス提供責任者でない者が訪問介護計画を作成し、提供したサービスについて、令和２年７月から令和２年９月まで第１号事業支給費を不正に請求し受領した。  ・元従業者による日中のサービス実施記録が存在するにもかかわらず、法人代表者が、元従業者は就労継続支援Ｂ型事業所に勤務しているため、９時から17時以外の時間のみヘルパー業務を行ったことがあるという旨の虚偽の答弁をした。  ・第１号事業（訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡ）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。 | 第77条第１項第６号及び第８号第115条の45の９第２号及び６号 | 不正請求に係る返還額　　　286,282円  （加算金を含まず。） |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R5.6.1） | 訪問介護 | 利用者3名について、令和2年10月から令和4年8月までの間、サー  ビスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領  した。 | 第77条第１項第６号及び第９号 | 不正請求に係る返還額  7,223,073円  （加算金を含む。） |
| 大阪市 | 指定の効力の一部停止６か月  (R5.6.1～11.30) | 訪問介護 | 利用者1名について、令和4年6月と令和4年9月に、サービスを提供  していないにもかかわらず、提供したかのようにサービス実施記録を虚  偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 | 第77条第１項第６号及び第９号 | 不正請求に係る返還額  129,070円  （加算金を含む。） |
| 堺市 | 指定の取消し | 訪問介護・介護予防訪問サービス | 実際に提供していないサービスを提供したかのように介護給付費を不正に請求し受領した。また、不正請求に関して、管理者が事実と異なる答弁を繰り返し行った。  介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営している当該訪問介護事業所において、介護給付費の不正請求及び虚偽の答弁があったため、介護予防訪問サービスについても同時に指定取消しを行うこととした。 | 法第77条第１項第６号及び第８号、法第115条の45の９第６号 | 監査において確認した不正請求額1,695,956円（加算金を含まず。利用者が和泉市の1名のみだったため、返還額は和泉市が決定する。） |
| 高槻市 | 指定の取消し(R5.6.30) | 訪問介護、介護予防訪問サービス及び生活援助訪問サービス | （１）居宅介護サービス費及び第一号事業支給費の請求に関する不正を行った。  事業者は、従業者２名が訪問介護員等の資格を取得するまでの間、資格がないにもかかわらず、訪問介護等の提供を行わせ、もって居宅介護サービス費及び第一号事業支給費の請求を行い受領した。なお、無資格者による訪問介護等の提供は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月２６日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月１４日までの間で、提供回数は、合計４０４回である。  （２）市の監査に対し虚偽の報告を行い、また、訪問介護等の提供に際して、不正または著しく不当な行為を行った。  　　　事業者は、訪問介護員等の資格がない者２名に訪問介護等の提供をさせた。その期間は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月２６日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月１４日までの間である。加えて、このうち１名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、訪問介護等の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。  （３）一体的に運営されている居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所（以下「別件事業所」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「総合支援法」という。）の規定に違反した。  　　 市が行った監査の結果、事業所と一体的に運営されている別件事業所において、総合支援法の違反の事実が認められた。  ア　介護給付費の請求に関する不正を行った。（総合支援法第５０条第１項第５号に該当）  イ　事業者は、市の監査に対し虚偽の報告を行い、また、居宅介護の提供に際して、不正または著しく不当な行為を行った。（総合支援法第５０条第１項第６号及び第１０号に該当）  ウ　市の監査に対し、別件事業所の管理者は虚偽の答弁をした。（総合支援法第５０条第１項第７号に該当） | 第７７条第１項第６号、第７号、第１０号及び第１１号並びに第１１５条の４５の９第２号、第３号、第６号及び第７号 | 不正請求に係る返還額  952,817円  （加算金を含む。） |
| 東大阪市 | 指定取り消し | 訪問介護 | 事業開始時より指定とは異なる場所で事業運営していた。また、実際の事業所と同一の建物内にある有料老人ホームの利用者にサービス提供をしているにもかかわらず、必要な同一建物減算を行わず介護報酬を請求した。さらに、複数回にわたり、サービス提供を行ったことが確認出来ないサービスについて、不正にその報酬を請求し、受領した。 | 第77条第１項第６号及び第１０号・第115条の４５の９第６号 | 不正請求に係る返還額  3,832,808円  (加算金を含む。) |
| 寝屋川市 | 指定の取消し  （R5.3.31） | 訪問介護 | ・高齢者虐待の事実（つなぎ服を着用させることによる身体拘束）があった。  ・少なくとも令和４年１月から８月までの間、１人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。  ・少なくとも令和４年１月から８月までの間、事業所で勤務していることが出勤記録で確認できない時間帯の訪問介護員の名前でサービス提供記録を作成し、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。  ・少なくとも令和４年１月から８月までの間、サービス提供記録にサービス提供時間又はサービスを提供した訪問介護員の名前がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。 | 第77条第１項第５号及び第６号 | 不正請求に係る返還額  約26,000,000円（加算金を含む。） |
| 寝屋川市 | 指定の効力の全部  停止３カ月  （R5.3.31～R5.6.29） | 訪問看護 | ・高齢者虐待の事実（つなぎ服を着用させることによる身体拘束）があった。  ・高齢者虐待の事実（暖房がある室内であっても、寒さが厳しい時期に自力では起き上がることができない高齢者に掛布団をかけ床に放置した、及び緊急時への対応の検討がなされておらず、応援体制も構築されていなかった。）があった。 | 第77条第１項第５号 | なし |
| 八尾市 | 指定の効力の全部停止３か月  (R5.9.1～11.30) | 訪問介護 | ①サービス提供責任者（管理者兼務）が、訪問介護員の業務の実施状況の把握等を怠り、勤務実態のない訪問介護員の記名によるサービス提供記録に基づき、居宅介護サービス費を不正に請求し受領した。  ②１人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 | 第77条第１項第６号 | 不正請求に係る返還額  795,781円  （加算金を含む。） |
| 茨木市 | 指定の取消し  （R5.3.31） | 訪問介護  （第１号事業含む） | ・事業所の開設当初（平成２８年４月）から平成２８年１２月まで、及び平成２９年７月から令和４年４月までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。  ・初回加算において、複数名の利用者について、既に退職しているサービス提供責任者の氏名をサービス提供記録に記載し、介護給付費を不正に請求・受領した。  ・監査期間中、従業者の実際の給与の支払実績と異なる給料支払明細書（控）を法人代表者自ら作成するなどの虚偽の報告を行った。  ・法人代表者である管理者兼サービス提供責任者に対し、監査に係る帳簿書類の提出及び事業所への立入りを求める文書を手交する際、文書の受取り及び事業所への立入り等を拒否した。  ・指定申請時に、勤務予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。  ・第１号事業（訪問介護相当サービス）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、人員基準違反、介護給付費の請求に関する不正、虚偽の報告、虚偽の答弁及び不正の手段による指定が行われた。 | 法第77条第１項第３号、第６号、第７号、第８号及び第９号  法第115条の45の９第６号 | 不正請求に係る返還額7276円（加算額を含まず。） |
| 茨木市 | 指定の取消し  （R5.12.31） | 訪問介護  （第１号事業含む） | 一体的に運営している指定居宅介護・重度訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に違反する行為が認められた。 | 法第77条第１項第10号  法第115条の45の９第６号 | なし。 |